

第 96 号議案

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、職員が当該感染症患者等に対して作業を行った場合における当該職員の職務の困難度や危険性を考慮し、特殊勤務手当を新設することとしたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 17 年豊後大野市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、第 4 条の規定にかかわらず、第 2 条第 2 号の規定による手当を支給する。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているものであってその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。